Y_{13} ＝ 0.016

α　第1号算式の符号αに同じ

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{14} ＝ 0.022

AA_{15} ＝ 0.020

AA_{16} ＝ 0.020

AA_{17} ＝ 0.017

AA_{18} ＝ 0.016

AA_{19} ＝ 0.019

AA_{20} ＝ 0.019

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成9年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_9 ＝ 0.028

AC_{10} ＝ 0.020

AC_{11} ＝ 0.024

AC_{12} ＝ 0.036

AC_{13} ＝ 0.053

AC_{14} ＝ 0.037

AC_{15} ＝ 0.033

AC_{16} ＝ 0.033

AC_{17} ＝ 0.028

AC_{18} ＝ 0.027

AC_{19} ＝ 0.032

AC_{20} ＝ 0.032

Y_{13} ＝ 0.021

α　第1号算式の符号αに同じ

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{14} ＝ 0.021

AA_{15} ＝ 0.020

AA_{16} ＝ 0.020

AA_{17} ＝ 0.017

AA_{18} ＝ 0.020

AA_{19} ＝ 0.019

AA_{20} ＝ 0.019

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成8年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_8 ＝ 0.026

AC_9 ＝ 0.026

AC_{10} ＝ 0.020

AC_{11} ＝ 0.024

AC_{12} ＝ 0.036

AC_{13} ＝ 0.071

AC_{14} ＝ 0.036

AC_{15} ＝ 0.033

AC_{16} ＝ 0.033

AC_{17} ＝ 0.028

AC_{18} ＝ 0.033

AC_{19} ＝ 0.032

AC_{20} ＝ 0.032

AD_n　平成 n 年度において単独農道及びふるさと一般農